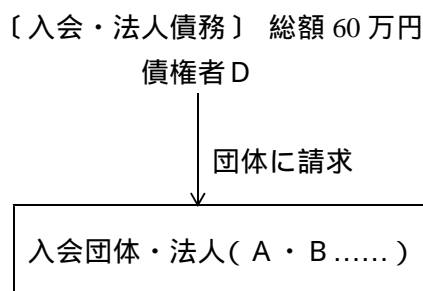
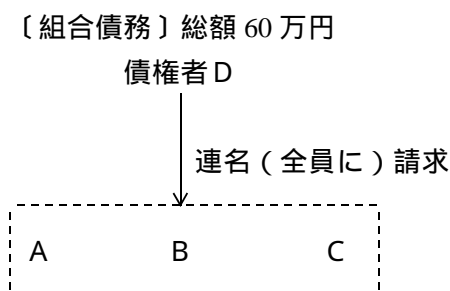
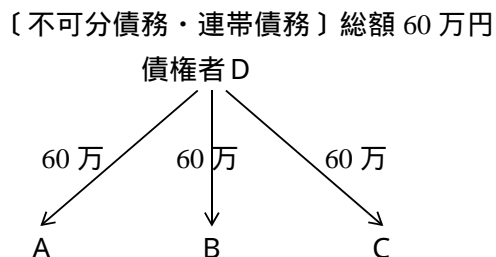
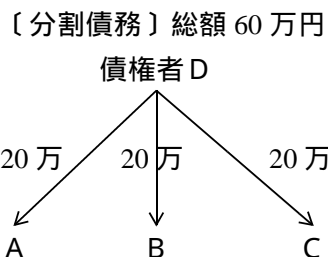


多数当事者の債権債務関係



〔多数当事者の債権，団体の債権の基本型〕

	不可分債務・連帯債務	合有的債務	総有的債務
債務の個数	複数（債務者の数）	1 個	1 個
請求の相手	各債務者に同時にまたは順次に請求できる。	債務者全員に対して請求しなければならない。	団体
責任財産	各債務者の固有の財産	団体財産 + 構成員の固有財産	団体財産
責任範囲と負担部分	各債務者は全部責任を負う。負担部分の割合で他の債務者に求償できる。	構成員各自は，損失分担の割合で分割責任を負う。 (674 条，675 条)	利益分配がなければ個人責任を負わない（基本型）。

連 帯 債 務

ワンポイント：相対的効力と絶対的効力

連帯債務と免除

(a) 連帯債務者の1人に対してした債務の免除は，その連帯債務者の負担部分についてのみ，他の連帯債務者の利益のためにも，その効力を生ずる，第437条。立法史を踏まえるとこの規定は2つの意味がある。一つは，連帯債務者の1人に対する債務全額の免除は，他の連帯債務者全員に対する免除の意思を有する（旧民法財産編506条2項）ものではないとしたことである。もう一つは，連帯債務者の1人に対して債務全額を免除した場合，その債務者は債務を免れ，他の連帯債務者も免除を受けた債務者の負担部分だけ債務を免れるとしたことである。

たとえばAに対しB・C・Dが60万円の連帯債務を負担し，連帯債務者各自の負担部分は平等であるとしよう。AがBに対して債務全額を免除した場合，他の債務者C・DもBの負担部分（20万円）だけは債務を免れることになる。免除の後，AはC・Dに対しBの負担部分を除いた40万円しか請求できない。

免除に絶対的効力を認めた理由は，求償の循環を避けるためである。免除が相対的効力しかないとするとき，AがBに対して債務全額60万円を免除した場合でも，C・Dの負担する債務全額は60万円と変わらない。AがCに対し60万円を請求し，Cが全額を弁済したとき，CはB・Cに対し20万ずつを求償できる。免除を受けていたBは，Aに対し20万円の償還を求めることになる。この償還請求の性質は不当利得に基づく返還請求権ということになる。なお，不可分債務の場合は免除は相対的効力しかないが，第429条1項の規定の準用によって，全額を弁済したCは，免除を受けたBの負担部分について直接Aに対し償還を請求することができる。

なお判例に，免除を受けた債務者のみが負担部分を有し，他の連帯債務者の負担部分がなければ，債務全額が消滅するとしたものがある。この判例をやむを得ないとする説もあるが，免除を受けた債務者の負担部分が債権者に認識されていない場合は，債権者との関係では負担部分は平等とみなすことが妥当であろう。負担部分を平等と推定し，それと異なる割合を主張する連帯債務者は，負担部分の割合につき債権者に通知または承諾がなければ対抗できない（第467条類推）とする説がある。

(b) 債権者が第437条とは異なった意思をもって免除している場合にはそれによる。連帯債務者全員の債務を免除する意思を有していたときは，全員の債務が消滅する。逆に，連帯債務者の1人に対する免除が，単にその者には請求しないというにとどまり，その者の負担部分の限度でも債務総額に影響を与える意思はない場合には，この債務者は全額を弁済した債務者から求償されるし，債権者に対する償還請求をすることもできない。

(c) 債権者が債務者の1人に対し債務全額の一部を免除した場合はどうだろうか。この場合をどのように考えるかについては学説は分かれている。AがBに対して債務の一部（たとえば30万円）を免除した場合，他の債務者C・Dはどの程度，債務を免れることができるか。債権者の意思が明瞭であればそれによることとなる。

第1説 判例は全額免除の場合と比例して考える。先の例で，全額（60万円）免

除された場合に、他の債務者は 20 万円だけ債務を免れることができる。そうすると債務者 B が 60 万円の 2 分の 1 の 30 万円が免除されたとすれば、比例して、まず 10 万円だけは債務を免れ、B・C・D の連帯債務の額は 50 万円となる。次に、内部の負担部分について考える。債務額が減少する限度において、一部免除を受けた B の負担部分をまず減縮する。結局、B の負担部分は 10 万円、C・D は各 20 万円となる。この説はやや技巧的なところがある。

第 2 説 免除の額が大きく免除を受けた債務者の負担部分よりも残額が少なくなる場合にのみ、その債務者の負担部分を超える額だけが絶対的効力が生じると考える。たとえば B が 50 万円が免除された場合、残額は 10 万円となり、B の負担部分も 10 万円減少し、他の債務者も 10 万円は債務を免れる。ただ、B が 30 万円の免除を受けた場合を考えると、免除後の残債務 30 万は B の負担部分を超えているから、B の負担部分は減少しないし、債務全額に影響しない。この説は第 437 条の適用範囲を限定しようとする立場である。

第 3 説 一部免除の場合も、免除された額は、負担部分を限度として絶対的な効力が生じると考える。B が 30 万円を免除された場合、B の負担部分はなくなり、他の債務者も 20 万円だけは債務を免れ、債務全額は 40 万円となる。そうすると、免除を受けた B が 30 万円を弁済したときは、C・D に対し各 15 万円ずつ求償できることになる。

学説は、第 1 説と第 2 説とがほぼ拮抗しているように見える。第 2 説に対しては、第 437 条の規定の趣旨に反するし、一部免除をした債権者の通常の意味に合っているか疑問であるとの批判ができる。債務の一部免除をする債権者の通常の意味をどうみるかにもよるが、第 1 説が第 437 条との整合性を重視すれば妥当なのではないか。

求償権の制限（事前の通知と事後の通知）

具体例で考えてみよう。A に対し、B・C・D が 60 万円の連帯債務を負担している。各自の負担部分は平等である。

B が事前の通知をしたが、C・D から特に連絡はなかったため、B は 60 万円を弁済した。この場合、B は C・D に対し求償権を行使することができる。

B が事前の通知をすることなく 60 万円を弁済したところ、C が A に対して 30 万円の反対債権をもっていた。この場合、C は自己の負担部分 20 万円について B からの求償を拒むことができる（相殺する）。C の A に対する債権は 20 万円の限度で B に移る。

B は代物弁済によって債務全額を消滅させたが、事後の通知をしないままであった。その後、C は B に事前の通知して（あるいは通知しなかったことに過失がなくして）、60 万円を弁済した。この場合、C は B に対しては自分の弁済を有効なものとすることができる。B・D の負担部分計 40 万円について C は B に求償できる。しかし B の代物弁済は効力を保有し、A が C から受領した 60 万円が A の不当利得（非債弁済）となる。この不当利得返還請求権は全額 B に移る。D に対して求償できるのは B だけということになる。

不真正連帯債務〔全部義務〕

法律上「連帯」債務とされていても、公平上の観点から、民法の連帯債務の規定（434条～440条：絶対的効力）を適用すべきではないと考えられている〔連帯債務と類似した〕債務。〔不真正連帯債務は、通常は、法律上当然に発生する債務である。〕最近では、債権者の利益を考えて個別的に連帯債務に関する規定の適用を肯定する見解もある。

〔モデル1〕715条の使用上の責任と被用者個人の責任（709条）

【判例】不真正連帯債務（不法行為責任に基づく被用者と使用者の損害賠償債務）最判昭和45年4月21日判例時報595号54頁（上告棄却）交通事故の例。

（判決理由）「被用者の責任と使用者の責任とは、いわゆる不真正連帯と解すべきであり、不真正連帯債務の場合には債務は別々に存在するから、その一人の債務について和解等がされても、現実の弁済がないかぎり、他の債務については影響がないと解するのが相当である」。

〔モデル2〕共同不法行為（719条）

【判例】不真正連帯債務と民法434条

「民法719条所定の共同不法行為者が負担する損害賠償債務は、いわゆる不真正連帯債務であって連帯債務ではないから、右損害賠償債務については同法434条の規定は適用されない」（最判昭57・3・4判時1042・87：やや疑問）。

【判例】不真正連帯債務と民法437条

慰籍料，損害賠償請求事件・最判平成6年11月24日判時1514号82頁，判タ867号165頁

（事実の概要）妻が不貞行為をはたらいた女性を訴えた。夫に対しては離婚調停の際に慰謝料請求権を放棄した。

（判決理由）「民法七一九条所定の共同不法行為が負担する損害賠償債務は、いわゆる不真正連帯債務であって連帯債務ではないから、その損害賠償債務については連帯債務に関する同法四三七条の規定は適用されないものと解するのが相当である」。

【判例】不真正連帯債務の免除と民法四三七条

最判1998（平10）年9月10日民集52巻6号1538頁，判時1653号101頁（一部破棄差戻，一部棄却）

【（事実の概要）超単純化】

AとBが共同不法行為によりCに損害を与えたため，Cが3300万円の損害賠償を求め訴えを起こした。この訴訟で，AとCとの間で訴訟上の和解が成立し，AはCに和解金2000万円を支払い，CはAに対する残債務を免除した。

その後，A（原告，控訴人，上诉人）がBに対してその負担部分について求償金の支払いを求める訴えを起こした。（原審によれば，負担部分はA：B＝4：6）

【判決理由から】

1 AとBが共同の不法行為により他人に損害を加えた場合において、AがBとの責任割合に従って定められるべき自己の負担部分を超えて被害者に損害を賠償したときは、Aは、Bの負担部分について求償することができる（引用判例略）。

2 この場合、AとBが負担する損害賠償債務は、いわゆる不真正連帯債務であるから、Aと被害者との間で訴訟上の和解が成立し、請求額の一部につき和解金が支払われるとともに、和解調書中に「被害者はその余の請求を放棄する」旨の条項が設けられ、被害者がAに対し残債務を免除したと解し得るときでも、連帯債務における免除の絶対的効力を定めた**民法四三七条の規定は適用されず、Bに対して当然に免除の効力が及ぶものではない**（最（二小）判昭和四八年二月一六日民集二七巻一号九九頁…参照）。

しかし、被害者が、右訴訟上の和解に際し、Bの残債務をも免除する意思を有していると認められるときは、**Bに対しても残債務の免除の効力が及ぶものというべきである**。そして、この場合には、Bはもはや被害者から残債務を訴求される可能性はないのであるから、AのBに対する求償金額は、確定した損害額である右訴訟上の和解におけるAの支払額を基準とし、双方の責任割合に従いその負担部分を定めて、これを算定するのが相当であると解される。 3 略。

4 これを本件について見ると、本件和解調書の記載からはCの意思は明確ではないものの、記録によれば、Cは、Bに対して裁判上又は裁判外で残債務の履行を請求した形跡もなく（ちなみに、本件和解時においては、既に右残債権について消滅時効期間が経過していた。）、かえって、AがBに対して…求償金の支払を求める本件訴訟の提起に協力する姿勢を示していた等の事情がうかがわれなければならない。そうすると、Cとしては、本件和解によりBとの関係も含めて全面的に紛争の解決を図る意向であり、本件和解において被上告人の残債務をも免除する意思を有していたと解する余地が十分にある。したがって、本件和解に際し、CがBに対しても残債務を免除する意思を有していたか否かについて審理判断することなく、AのBに対する求償金額を算定した原審の判断には、法令の解釈適用の誤り、審理不尽の違法がある……。

5 そして、仮に、本件和解におけるAの支払額2000万円を基準とし、原審の確定した前記責任割合【AとBは4対6（＝求償の前提となる責任の割合は、AとBとの過失割合に従って定められる）】に基づき算定した場合には、本件共同不法行為におけるAの負担部分は800万円となる。したがって、AはBに対し、その支払額のうち1200万円の求償をすることができ、右の違法はこの範囲で原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。